

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

滋賀県立総合病院の病床数を見直すこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の経緯

(1) 病床数の見直し

第五次滋賀県立病院中期計画（改定版）に基づき、令和9年度に予定している小児病棟の移転に向け、総合病院の病床数を見直します。

(2) 附属機関の設置

プロポーザル方式による随意契約を行う際に、技術的に最適な者を選定するため、外部有識者等がプロポーザルの内容の審査を行う附属機関として「滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会」を設置します。

(3) 手数料額の見直し

滋賀県収入証紙条例の廃止に伴い、県の職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料（1件610円）を病院事業において徴収するため、文書料の金額を見直します。

3 主な改正内容

(1) 病床数（別表第1）

総合病院の病床数を「588床」および「560床」に段階的に見直します。

【病床数変更のイメージ図】

現在	一般病床 535床	小児病床 100床	計635床
R8.3～	▲47床 一般病床 488床	小児病床 100床	計588床
R9年度	一般病床 488床	小児病床 72床 ▲28床	計560床

(2) 附属機関（別表第2）

「滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会」を追加します。

(3) 使用料および手数料（別表第3）

手数料のうち「その他文書」の最低額を「610円」に変更します。

4 施行期日

3 (1) のうち「588床」への見直し	公布の日
3 (2) および (3)	令和8年4月1日
3 (1) のうち「560床」への見直し	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立総合病院の病床数を見直すこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立総合病院の病床数を 588 床に変更することとします。（第 1 条の規定による改正後の別表第 1 関係）
- (2) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく組織として、滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会を新たに設置することとします。（第 1 条の規定による改正後の別表第 2 関係）
- (3) その他の文書の手数料の最低金額を変更することとします。（第 1 条の規定による改正後の別表第 3 関係）
- (4) 滋賀県立総合病院の病床数を 560 床に変更することとします。（第 2 条の規定による改正後の別表第 1 関係）
- (5) この条例は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日から施行することとします。
 - ア (1)の規定 公布の日
 - イ (2)および(3)の規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - ウ (4)の規定 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日

議第 号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立総合病院の項中「635床」を「588床」に改める。

別表第2 滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等 選定審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する土木工事および建築工事の設計および監理ならびに土木工事および建築工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。
-------------------------------	--

別表第3 手数料の表その他の文書の項中「1,100」を「610」に改める。

第2条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立総合病院の項中「588床」を「560床」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県病院事業の設置等に関する条例別表第1の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和8年4月1日
- (3) 第2条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1)～(10) 省略	635床	滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1)～(10) 省略	588床
省略				省略			
注 省略				注 省略			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
名称		担任する事務		名称		担任する事務	
省略				省略			
滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会		病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。		滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会		病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	
(新設)				滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会		病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する土木工事および建築	

工場の設計および監理ならびに土木
 工事および建築工事に関する調査、企
 画、立案および助言に係る地方自治法
 施行令第167条の2第1項第2号の規
 定による随意契約の締結のため建設
 コンサルタント等を選定する場合に
 おける当該選定に関する事項につい
 て審査すること。

省略

別表第3（第7条関係）

使用料 省略

手数料

種別	区分	金額
省略		
その他の文書	同	最低 1,100
		最高 5,500

注 省略

省略

別表第3（第7条関係）

使用料 省略

手数料

種別	区分	金額
省略		
その他の文書	同	最低 610
		最高 5,500

注 省略

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1)～(11) 省略	588床	滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1)～(11) 省略	560床
省略				省略			
注 省略				注 省略			
別表第2および別表第3 省略				別表第2および別表第3 省略			